

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道苫小牧市立若草小学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

若草小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

「いじめは、決して許されない行為」です。また、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という危機意識を持つことが重要と考えています。このような基本認識に立ち、本校では、すべての児童がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるように、全教職員が一致団結して「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力していきます。

若草小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- いじめの早期発見・防止、認知した事案の対応、いじめの問題に係る児童理解に関することについて情報共有を図り、組織的に対応します。
- 原則として学期1回の定例会のほか、いじめ事案が発生したときは、臨時に開催します。いじめの防止のための定期的なアンケート調査やいじめの相談体制の整備、定期的な教育相談の設定を行います。
- いじめに関する対応や児童理解について研修を推進します。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

未然防止	早期発見	早期対応
・あいさつ運動・異学年交流 ・ネットモラル授業(総合) ・いじめ撲滅集会(児童会) ・いじめを防ぐ取組(児童会) ・特別の教科 道徳の時間 ・いじめ問題学習会(学級) ・PTA いじめ問題学習会 ・学校便り等での啓発 ・生徒指導事例学習会	・定期的な調査(年2回) ・年2回なやみアンケート ・年3回の教育相談 ・いじめ相談電話の周知 ・いじめ相談窓口の設置	・学年部会で事実関係把握 ・いじめ問題へのケア ・事実関係の把握(担任等) ・保護者との連携 ・情報の適切な記録・周知 ・報告、連絡、相談の徹底

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の若草小学校のいじめ防止対策委員会担当は、生徒指導部長です。

連絡先0144-32-6584(学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日24時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
●●教育局教育相談電話(電話)	0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

